

東労発基 0708 第1号  
令和3年7月8日

各 位

東京労働局長  
(公印省略)

重点取組期間における熱中症予防対策の徹底について（要請）

日頃から労働者の健康確保対策の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症の予防については、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱、職場における熱中症予防基本対策要綱、職場における熱中症の発生状況等をお送りし、会員事業場に対する周知等をお願いしてきたところですが、クールワークキャンペーンの重点取組期間である7月を迎え、各事業場において重点取組期間の実施事項等が確実に実施されることが重要となっています。

昨年の東京労働局管内の熱中症による死傷災害の発生状況を見ると、死傷災害77件（うち死亡災害1件）のうち夏季休暇時期明けの8月17日から21日までの5日間に22件（うち死亡災害1件）が発生しており、梅雨明け直後や夏季休暇明けの暑熱順化を適切に行なうことが求められます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのマスクの着用は、息苦しさや不快感のもととなるなどの問題があり、単独作業や屋外で他者と2メートル以上の距離が確保できる場合などマスクを外してよい場面や場所を明確にし、関係者に周知しておくことが望まれます。

つきましては、昨年の熱中症による死傷災害の発生状況等を踏まえ、下記の事項について事業者団体と会員事業場が一体となって重点的に取り組むよう要請いたします。

記

- 1 梅雨明け直後の急激なWBGT値（暑さ指数）の上昇に際しては、労働者の暑熱順化が十分でないことから、WBGT値に応じて、作業の中止、短縮、休憩時間の確保を徹底すること。
- 2 水分及び塩分の積極的な摂取と熱中症予防管理者等による確認を徹底すること。
- 3 異常を認めたときは、躊躇することなく、救急隊を要請すること。
- 4 単独作業や屋外で他者と2メートル以上の距離が確保できる場合などマスクを外してよい場面や場所を明確にし、関係者に周知すること。